

## 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則二二―二三七

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―六）の一部を次のように改正する。

別表知事及び会計管理者本庁の項職の欄中「行政改革・ICT局長」を「行政・

デジタル改革局長」に改め、「契約局長」を「契約局長  
県民共生局長」に改め、「総合調整

幹」を「統括参事」に改め、「調整幹」を「調整幹  
デジタル政策幹」に改め、「次世代産

業幹」を「次世代産業幹  
経済対策幹」に改め、同表知事及び会計管理者地域機関総合リハビリ

テーションセンターの項職の欄中「センター長」を「センター長  
病院長」に改める。

### 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。